

副首都推進局人権行政推進委員会

○副首都推進局人権行政推進委員会設置要綱

第2条（組織）

- ・ 委員長（西島局長）
- ・ 副委員長（大田理事、長澤理事、松下理事）
- ・ 委員（濱ノ園部長、小田部長、奥平部長）

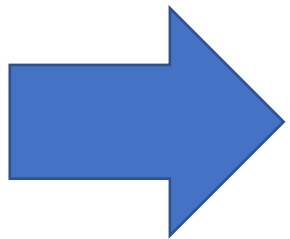
第5条（協議事項）

委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2)局における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること
- (3)その他 委員長が必要と認める事項に関すること

第6条（庶務）

- ・ 総務担当



○「人権の視点！100！」実行プログラムの策定

○「人権の視点！100！」実行プログラムの評価

※各所属において年度ごとにPDCAサイクルに基づいた自己点検・評価を行う

令和7年度「人権の視点！100！」実行プログラムの振り返り

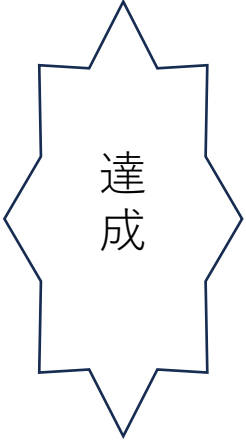
令和7年度 of 取組

職員の人権尊重の意識向上と人権問題への対応体制の確認・維持

→ 【上半期】 人権課題の周知・啓発を実施

同時にアンケートを実施し、取り上げたテーマを理解している職員の割合 100%

【下半期】 業務チェックにより、各担当の対応体制や発信内容を確認
全ての担当で、人権侵害事案が発生せず、差別事象が発生した際の
対応体制が構築・維持されていることが確認された。



達成

・ 評価できる点

- (1) 職員の人権尊重の意識向上と人権問題への対応体制の確認ができた
- (2) 日常業務を改善・見直しする取組ができた

・ 反省点等

- (1) R7の局の取り組みとしての反省点は特になし
- (2) 3/4の人権行政推進本部会議を受け、局の人権意識浸透に一層の取組が必要

令和8年度「人権の視点！100！」実行プログラムの策定の考え方

令和7年度

職員の人権尊重の意識向上と人権問題への対応体制の確認・維持

- (1) 上半期（重点広報期間より前）に、全職員を対象に 人権課題の周知・啓発や 人権課題（差別書き込み等）発生時の対応方法、問合せへの対応例等の周知を実施し再徹底
- (2) 上記周知等を踏まえ、各担当で人権問題への対応体制を確認
- (3) 下半期に、広報業務を中心に、人権の視点で対応体制や発信内容を振り返る 業務チェックを実施

①人権問題への対応体制は、組織として継続的に維持できるよう、定期的な確認が有効

②局の人権意識浸透に一層の取組が必要

令和8年度

職員の人権尊重の意識 浸透と人権問題への対応体制の確認・維持

令和7年度と同じ内容に加えて、次の取組を行う。
次年度から、所属別人権研修について自所属で実施することになる予定のため、業務繁忙を避けて実施するとともに、実施前に 委員長（局長）からメッセージを発信